



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>  
 鳥取労働局ホームページ  
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>  
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
 鳥取市若葉台南1-17  
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311  
 編集責任者 村澤幸二

# 平成27年度 全国労働衛生週間

(スローガン)

『職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場』

10月1日～10月7日 (準備期間) 9月1日～9月30日

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第66回を迎えます。

最近の労働者の健康を巡る問題を見ると、平成26年の精神障害の労災支給決定件数が497人(過去最多)、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が277人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっています。

また、業務上疾病の被災者は長期的には減少してはいますが、平成26年は前年から105人増加して7,415人となりました。疾病別では腰痛が186人増加して4,624人となり、その業種別では社会福祉施設が最も多く、製造業、商業でも増加しています。

さらに、化学物質によるガンなどの疾病や、特別規制で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等の新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしています。

事業場においては労働衛生意識の高揚を図るとともに、

自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図る必要があります。

### 事業場の実施事項

#### 【本週間に実施する事項】

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会等の開催

#### 【準備期間中に実施する事項】

- ア 平成27年12月1日に施行される改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度に係る取組への準備
- イ 平成28年6月に施行される改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質(SDS 交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備
- ウ 平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進
- エ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- オ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- カ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進



## 「妊娠したから解雇」「育休取得者は降格」は違法です

「経営難」や「能力不足」を口実に掲げながら、妊娠・出産などを理由に、解雇やパートへの契約変更など不利益な取扱いを行うことは「違法」です。

トへの契約変更など不利益な取扱いを行うことは「違法」です。

- ☑ 法違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や悪質な場合には事業主名の公表を行います。
- ☑ それだけでなく、裁判の結果、解決金や損害賠償金、慰謝料を支払わなければならない可能性もあります。

### こんなケースはNG!

- ① 妊娠を聞く前は契約更新を前提にしていたが、妊娠の報告を受けたので雇止めにした
- ② 実際は妊娠が理由だったが、別の理由をつけて正社員をパートにした
- ③ 育休を1年間取りたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した

妊娠・出産、育児休業等の事由を「契機として」(※)不利益取扱いを行った場合は、例外に該当する場合を除き、原則として法違反となります。

(※)原則として、妊娠・出産、育児休業等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断します。詳細は、以下のURL又は鳥取労働局雇用均等室(電話:0857-29-1709)まで。  
[http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou.html](http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html)

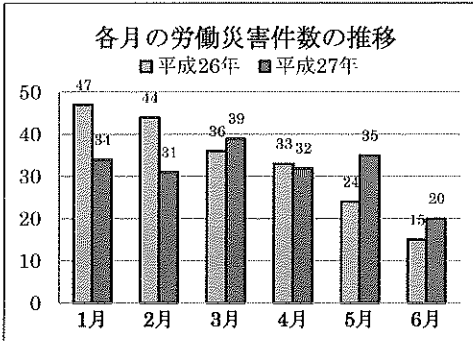
# 平成27年上半期労働災害発生状況

## 1 平成27年の労働災害(速報値)発生状況

平成27年6月末現在の労働災害(速報値)は191人で、前年同期の199人に比べて8人(4.0%)減少しました。

1月末には対前年比で29.4%、2月末には22.6%の減少でしたが、

5月、6月には製造業や商業で前年を上回る災害が発生し、6月末では4.0%まで減少率が縮小しました。



## 2 業種別発生状況

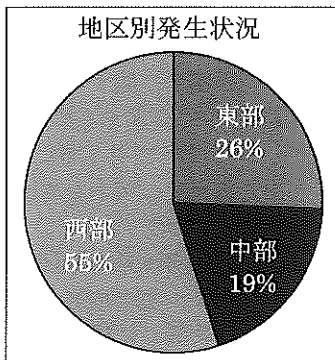
平成27年上半期に前年に比べて労働災害が増加した業種は運輸交通業(14.3%増)、林業(28.6%増)、第三次産業(2.3%増)です。

運輸交通業の道路貨物運送業と第三次産業の保健衛生業では、平成26年に増加したうえに、さらに平成27年上半期にも増加しています。

## 3 地区別発生状況

昨年は西部地区で労働災害が多発し、平成26年に発生した鳥取県の労働災害(495人)の内55.2%を占めました。

この傾向は今年も継続しており、6月末現在でも県内の労働災害の55.0%が西部地区で発生してい

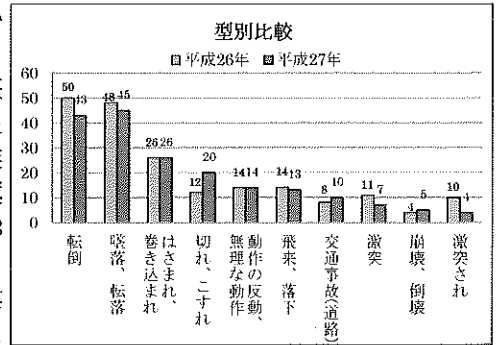


ます。

## 4 災害の型別発生状況

平成27年上半期で最も多く発生した災害は「墜落・転落」災害です。続いて「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」災害が続いています。

なお、「墜落・転落」災害は建設業(28%)、運輸交通業(18%)、「転倒」災害は保健衛生業(21%)、卸・小売業(19%)で多く発生しています。



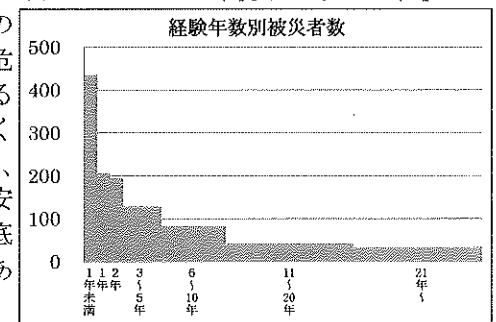
## 5 死亡災害

平成27年1月に交通事故による死亡労働災害が1件(1人)発生しました。

## 6 労働災害防止対策について

平成21年から平成25年に鳥取県内で発生した労働災害を経験年数で分析すると、経験年数の短い労働者に労働災害が発生する傾向が認められます。

社会福祉施設や商業では、人手不足が続き新規採用者が増加することが考えられます。新規採用者は職場に潜む危険の認識が不足しているため、『安全「見える化」とっとり運動』の展開により危険を「見える化」していくことに加え、雇入れ時の安全教育を徹底する必要があります。



## 平成27年労働災害発生状況(速報)

平成27年6月末現在集計 鳥取労働局

業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	平成27年	平成26年	増減数	増減率(%)	平成27年	平成26年	増減数	増減率(%)	平成27年	平成26年	増減数	増減率(%)	平成27年	平成26年	増減数	増減率(%)
全産業	(1) 191	199	-8	-4.0	(1) 49	61	-12	-19.7	105	106	-1	-0.9	37	32	5	15.6
製造業	40	52	-12	-23.1	6	14	-8	-57.1	28	27	1	3.7	6	11	-5	-45.5
木材・木製品・家具装飾品製造業	6	3	3	100.0	2	1	1	100.0	3	2	1	50.0	1	0	1	*
鉄鋼・金属製品製造業	5	8	-3	-37.5	1	2	-1	-50.0	4	3	1	33.3	0	3	-3	-100.0
機械器具製造業	3	8	-5	-62.5	0	5	-5	-100.0	3	2	1	50.0	0	1	-1	-100.0
食料品製造業	18	22	-4	-18.2	1	3	-2	-66.7	14	12	2	16.7	3	7	-4	-57.1
上記以外の製造業	8	11	-3	-27.3	2	3	-1	-33.3	4	8	-4	-50.0	2	0	2	*
建設業	30	33	-3	-9.1	10	12	-2	-16.7	15	16	-1	-6.3	5	5	0	0.0
土木工事業	7	12	-5	-41.7	2	3	-1	-33.3	4	7	-3	-42.9	1	2	-1	-50.0
建築工事業	19	16	3	18.8	8	6	2	33.3	9	7	2	28.6	2	3	-1	-33.3
木造家屋建築工事業	7	5	2	40.0	4	2	2	100.0	3	2	1	50.0	0	1	-1	-100.0
その他の建築工事業	12	11	1	9.1	4	4	0	0.0	6	5	1	20.0	2	2	0	0.0
その他の建設業	4	5	-1	-20.0	0	3	-3	-100.0	2	2	0	0.0	2	0	2	*
運輸交通業	(1) 24	21	3	14.3	(1) 8	8	0	0.0	14	10	4	40.0	2	3	-1	-33.3
道路貨物運送業	(1) 22	19	3	15.8	(1) 7	8	-1	-12.5	13	9	4	44.4	2	2	0	0.0
その他の運輸交通業	2	2	0	0.0	1	0	1	*	1	1	0	0.0	0	1	-1	-100.0
林業	9	7	2	28.6	4	2	2	100.0	5	5	0	0.0	0	0	0	0.0
その他の事業	88	86	2	2.3	21	25	-4	-16.0	43	48	-5	-10.4	24	13	11	84.6
卸・小売業	25	26	-1	-3.8	11	5	6	120.0	11	15	-4	-26.7	3	6	-3	-50.0
清掃業・ビルメンテナンス業	16	7	9	128.6	2	1	1	100.0	10	5	5	100.0	4	1	3	300.0
旅館・ホテル業	8	4	4	100.0	0	0	0	0.0	4	3	1	33.3	4	1	3	300.0
保健衛生業	18	13	5	38.5	5	4	1	25.0	5	5	0	0.0	8	4	4	100.0
通信業・金融業等	2	5	-3	-60.0	0	5	-5	-100.0	2	0	2	*	0	0	0	0.0
上記以外のその他の事業	19	31	-12	-38.7	3	10	-7	-70.0	11	20	-9	-45.0	5	1	4	400.0

(注) ( )内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

# 平成27年度 (第43回) 「鳥取県産業安全衛生大会」開催

全国安全週間の取組の一環として、去る7月3日(金)「米子市文化ホール」において平成27年度(第43回)鳥取県産業安全衛生大会が盛大に開催されました。



式典の冒頭、主催者を代表して竹中由紀夫鳥取県労働基準協会会長が「本日の大会を契機として、安全衛生に対する慣れや過信を一掃し、労使一体となって日々の安全衛生活動を推進し、労働災害撲滅に力を尽くして頂きたい。」と挨拶しました。

続いて、河野純伴鳥取労働局長が、昨年の県内における休業4日以上労働災害では、「転倒」によるものが最も多かったことから、日常的な動作の中に潜む危険性についても対策を講じること、本年12月からストレス

チェック制度が導入されることから、同制度の円滑な導入に向けた準備をすることを参加者に呼び掛けました。

また、表彰式では、(株)ファイナル(鳥取市)、フジッコフーズ(株)(境港市)、鳥取森紙業(株)鳥取事業所(東伯郡琴浦町)の3社に対する鳥取労働局長奨励賞及び各労働災害防止団体等から安全衛生や無事故永年勤続者の方々に対する表彰が行われました。

「講演の部」では、鳥取グリコ(株)総務課係長 篠田誠二氏による「当社の安全活動」、岡田電工(株)工務部工事課長 遠藤純一氏による「ゼロ災現場を目指して」と題した事例発表があり、その後、米子警察署交通第一課長 小椋克久氏による「交通事故なんて、なくなればいいのに」と題した交通災害の防止を考える特別講演が行われました。

最後に、協会西部支部河津陽文副支部長が大会宣言を読み上げ、参加者全員で労働災害防止を誓い合って、大会を終了しました。

本大会に会員各位の多数のご参加をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

なお、当協会関係では、次の方々を受賞されました。

<p>★鳥取県労働基準協会会長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三洋テクノソリューションズ鳥取 株式会社 (鳥取市)</li> <li>○安泰アパレル 株式会社 (西伯郡伯耆町) (衛生関係)</li> <li>○気高電機 株式会社 (鳥取市)</li> <li>○株式会社 大昇食品 (境港市)</li> </ul>	<p>★鳥取県労働基準協会東部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○株式会社 とりでん (鳥取市) (衛生関係)</li> <li>○株式会社 鳥取銀行 (鳥取市) (無事故永年勤続者)</li> <li>○杉村正裕 (ダイヘン産業機器株式会社) ほかに14名</li> </ul>	<p>★鳥取県労働基準協会西部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○境港魚函 株式会社 (境港市) (衛生関係)</li> <li>○パナソニックエクセルプロダクツ 株式会社 米子ファクトリーセンター (米子市) (無事故永年勤続者)</li> <li>○生田 洋 (米子王子紙業株式会社) ほかに72名</li> </ul>	<p>★鳥取県労働基準協会中部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○株式会社バクト総業 (倉吉市) (衛生関係)</li> <li>○一般財団法人 中国電気保安協会 山陰支店 倉吉営業所 (東伯郡湯梨浜町) (無事故永年勤続者)</li> <li>○若松 真一 (大山乳業農業協同組合) ほかに47名</li> </ul>
---	--	--	--

## 第74回 2015 in 名古屋 全国産業安全衛生大会開催のご案内

開催期間 平成27年 10月28日(水) ⇒ 30日(金)

会場 総合集会: 10月28日 愛知県体育館  
分科会: 10月29日、30日 名古屋国際会議場、名古屋市中企業振興会館ほか

特別講演 トヨタ自動車(株) 取締役会長 内山田竹志氏(総合集会)

同時開催 入場無料  
緑十字展2015 in 名古屋  
～働く人の安心づくりフェア～  
期日: 10月28日(水)～30日(金)  
会場: 名古屋市中企業振興会館 (吹上ホール)

(一社)鳥取県労働基準協会のメールアドレスが平成27年9月1日より変更となりました。

新しいメールアドレスは [roudou21@blue.ocn.ne.jp](mailto:roudou21@blue.ocn.ne.jp) です。

# 10月は年次有給休暇取得促進期間です。

## ～仕事と生活の調和のために、「プラスワン休暇」で連続休暇に～

年次有給休暇は、パート、アルバイトなどの区別なく、6か月継続して勤務して、全労働日の8割以上を出勤して

いれば、週所定労働時間に応じて付与されます。

【年次有給休暇の付与日数（一般の労働者）】

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

【年次有給休暇の付与日数（週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者）】

週所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数							
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上	
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、10月1日から10月31日までの期間を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な周知・広報活動を行っています。

気づくり、取得率向上に向けた具体的な方策を労使で話し合う機会をつくることのほか、労使協定を結ぶことにより、休暇取得日を割り振ることができる「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入など、年次有給休暇を取得しやすい職場づくりに取り組みましょう。

この機会に、年次有給休暇取得の呼びかけなどによる雰囲気

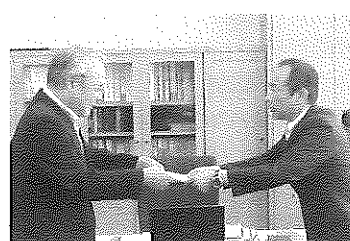
## 全国初の「安全衛生優良企業」認定

「安全衛生優良企業」とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことで、安全衛生優良企業公表制度に基づき6月1日から申請受付が開始されました。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本的事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全衛生管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

鳥取労働局（局長 河野純伴）では、やまこう建設株式会社を安全衛生優良企業と認め、さる、7月8日（水）11時から同局で開催した安全衛生優良企業認定書授与式において、同社代表取締役社長岸本行正氏に対して認定書を授与しました。

なお、この制度で安全衛生優良企業に認定された企業は同社が全国初となります。



安全衛生優良企業認定マーク



左から高橋労働基準部長、河野労働局長、岸本代表取締役社長、鶴石取締役、岡中総務課長

### 【安全衛生優良企業の概要】

- ・企業名：やまこう建設株式会社
- ・所在地：鳥取県鳥取市南隈
- ・認定年月日：平成27年6月30日
- ・認定期間：平成27年6月30日から平成30年6月29日まで

国の制度だから  
**安心・確実！**

●新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

●掛金は全額非課税で、手数料もかかりません。

●外部積立型だから**管理が簡単！**

●従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせします。

●退職金は、中退共から直接従業員へ支払われます。

●パートさんもご加入いただけます。

お気軽にお問合せください  
（独）勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
☎〇三（六九〇七）二二三四  
☎〇三（五九五五）八二二一

詳しくはホームページをご覧ください。

[中退共](#)

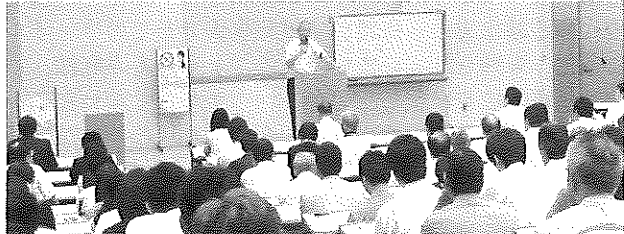
[検索](#)

ご存知ですか？  
**「中退共」の退職金制度なら、掛金に国の助成が受けられます。**

# 「ハラスメント防止 セミナー」開催

平成27年6月24日(水)、とりぎん文化会館第1会議室にて、「ハラスメント防止セミナー」が開催されました。

当日は県内の事業所、労働者、関係団体等から、計171名の参加があり、会場はほぼ満席となりました。

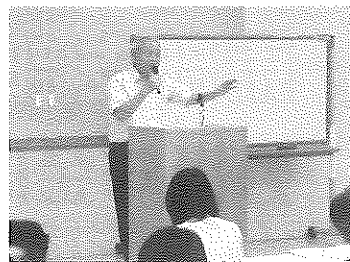


セミナーは2部構成で行われ、第1部では、(公社)労務管理教育センター理事長 君嶋 護男 氏から、「ハラスメントのない快適な職場を目指して」と題しての講演がありました。

講演では、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメントといった各ハラスメント事案が生じた場合の事実認定や使用者責任に関する論点、近年の裁判例の動向、トラブルを回避するために会社や上司が平素から取るべき対応などについて、多くの事例を引用しながら、考え方をわかりやすく示されました。

また、第2部では、鳥取労働局の各担当部署から、それぞれマタニティ・ハラスメントの防止、職場でのトラブルを解決する「個別労働紛争解決制度」、長時間労働の縮減や年次休暇の取得などを促進する「働き方改革」について、現在の取組の説明がありました。

鳥取労働局では、引き続き、ハラスメントのない、誰もが安心して働くことができる職場づくりを目指して、制度の周知や相談窓口のご案内をはじめ、様々な取組を進めることとしています。



ハラスメントの類型・対策について説明する君嶋氏

担当課室長による説明の様様



廣瀬 雇用均等室長



津田 労働基準部監督課長



前田 総務部企画室長

## 試験日時(学科)

試験の種類	平成27年			平成28年			試験開始時刻	試験終了時刻	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
特級ボイラー技士	1						10:00	16:10	
一級ボイラー技士		4		18	18		10:00	15:30	
二級ボイラー技士	14	9	16	14	8・23	9	13:30	16:30	
★特別ボイラー溶接士					1		13:30	16:00	
★普通ボイラー溶接士					1		13:30	16:00	
ボイラー整備士	19				17		13:30	16:00	
★クレーン運転士	限定なし	16	10	15	22	24	18	13:30	16:00
	クレーン限定	16	10・27	15	22	9・24	18	13:30	16:00
	床上運転式限定	16						13:30	16:00
	限定免許解除試験	16						13:30	注3
★移動式クレーン運転士		6		26		8	13:30	16:00	
★揚貨装置運転士	8						13:30	16:00	
発破技士			9				13:30	15:30	
ガス溶接作業主任者			9				13:30	16:30	
林業架線作業主任者							13:30	16:30	
第一種衛生管理者	7	5・17	1・13	15	16・22	7・17	13:30	16:30	
第二種衛生管理者	7	5・17	1・13	15	16・22	7・17	13:30	16:30	
高圧室内作業主任者		18					10:00	15:30	
エックス線作業主任者		20		25		10	10:00	15:30	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者		18					10:00	15:30	
潜水士	9				10		10:00	15:30	

## 労働安全衛生関係

# 免許試験日程(学科)

平成27年10月から平成28年3月までの試験日程は次の通りです。  
受験資格については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955

福山市新涯町2-29-36

電話084-954-4661

に照会して下さい。

(注) 1 試験日程欄の数字は、学科試験の日を示しています。  
第一種・第二種衛生管理者は平成27年12月13日の日曜日にも試験を実施します。  
2 試験の種類欄に★印のあるものについては、実技試験があります。  
3 限定免許解除試験で、クレーン限定解除(床上運転式限定解除を含む。)の終了時間は14:45です。  
また、デリック限定解除試験の終了時間は15:30です。



## 東部支部だより

### 労災年金について

労災保険では治療費や休業補償以外にもいろいろな給付が行われています。

そのなかには重篤な後遺症に対する障害年金や死亡災害での遺族年金があります。

労災保険では後遺症の障害等級を1級（両眼失明などが相当）から14級（手指の指骨の一部欠損などが相当）までの14段階に区分していますが、7級（親指を含めて3指を失ったものなどが相当）以上の重篤な後遺症に対しては年金が支給されます。

遺族年金は、被災された労働者が亡くなった時点で同一生計にある配偶者や18才未満の子供、55才以上の親などに、その人数に応じて年金が支払われます。子供については教育費用を支援する就学援護費が支給されることもあります。

年金額は労働災害に被災される前の賃金から算出し、年間6回に分けて支払われます。年金は一旦支給が決まると、受給権者の死亡や配偶者の再婚、子供が18才に到達するなど受給権が消滅しない限り継続して支給は続き、ご遺族や被災者と労働基準監督署との繋がりが切れることはありません。

労災保険法（労働者災害補償保険法）は昭和22年の施行から70年近くになりますが、現在から50年以上

も前、昭和30年代に発生した労働災害に係る年金の支払いが現在まで継続しているケースもあります。

また、年金の支給要件に変更がないことなどを確認するため、年金受給者には、被災された方の誕生月に応じて、毎年6月ないし10月に定期報告の提出が義務付けられています。

労働基準監督署において、年金事案1件ごと、すなわち被災者一人ごとにファイルが作成され、障害や遺族補償に係る請求書から毎年の定期報告までをこのファイルに編綴、管理されています。このファイルをみれば、いつ子供が学校を卒業したのか、いつ親が亡くなったのかなどのご遺族や被災者の家族の変遷をおぼろげながら描くことができ、いわば、家族の歴史の記録ともいえます。

勤めていた企業は既に廃業していることも珍しくなく、存続していたとしても50年以上も前に被災した労働者のことを記憶している社員が在職していることは希だと思われま。被災者が労働者であったことの記録は年金のファイルの中だけに残っていることもあろうかと思えます。

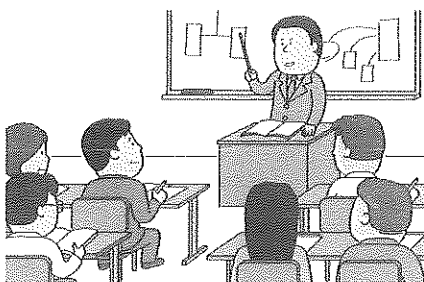
鳥取労働基準監督署管内で平成22年度から平成26年度までの5年間に発生した労働災害により11名の方が亡くなり、818名の方が負傷されています。負傷された方のうち障害年金を受給される方の割合は正確にはわかりませんが、2～3%程度と思われる。昭和30年代からの高度成長期の時代、労働災害は現代よりはるかに多く発生していましたが、そのことは長い年月がたった現在の年金支給件数に色濃く残っています。本年7月末現在の年金支給件数は、障害、遺族とも234件です。

## 労働法規等研修会 ほかの開催予定

東部支部では、次の日程で「労働法規（安全衛生サポート事業にかかる研修を含む）研修会」を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。今回も当支部の各部会役員の皆様に対するアンケート結果等を踏まえてテーマを選んでおります。どなたでも、積極的にご参加ください。

なお、資料準備の都合等もあり、予め、参加希望の申し込みをいただいております。詳しくは、以下に掲げる研修、特別教育とともに、「鳥取県労働基準協会」と入力をして当協会のホームページにアクセスしていただき、詳細をご覧ください。（ご不明な点は、当東部支部事務局電話0857-52-5060までお問い合わせください。）

- 1 開催日 11月11日（水）13時30分～
- 2 開催場所 鳥取県労働基準協会会館
- 3 参加料 無料（ただし、非会員は、3,000円）



#### 4 研修テーマ

- 労働トラブル発生の概況とトラブル防止上の留意点
- 過重労働の防止と働き方に関するあれこれ
- ストレスチェックの具体的進め方
- 転倒災害防止対策の進め方
- 職場巡視のチェックポイント
- 安心安全のための5S活動
- キャリアアップ助成金制度 ほか

#### そのほかの当面開催予定の研修・特別教育等

- ◎5トン未満クレーン運転特別教育  
10月9日（金）、10日（土）、予備日11日（日）
  - ◎自由研削といし取替等業務特別教育  
10月26日（月）、27日（火）
  - ◎KYT（危険予知訓練）研修  
11月4日（水）
- 開催場所は、いずれも鳥取労働基準協会会館（クレーン運転特別教育の実技のみ、大鳥機工株式会社）

#### 東部支部のメールアドレスが変わりました。

東部支部のメールアドレスが次のように変わりました。

新しいメールアドレス

[roudou-toubu@blue.ocn.ne.jp](mailto:roudou-toubu@blue.ocn.ne.jp)

# 西部支部だより

去る7月3日、鳥取県産業安全衛生大会において活動事例の発表をしていただいた二社にその概要を次のとおり報告いただきました。

## 「当社の安全活動」発表の概要について

鳥取グリコ 篠田 誠二氏

### 1、「見える化」と「わかりやすさ」の事例

#### ①KYT

当社で実施しているKYTシートを紹介しました。現場の作業を撮影した写真を使ってシートを作成しています。

#### ②ヒヤリハットマップ

ヒヤリハットを発生1件につきシール1枚、マップに貼り付け、どこが危険か？目で見えてわかる取り組みです。

#### ③「安全ポスター」と「安全クイズ」

毎月テーマを決めて活動していますが、社内盛り上げ対策として安全衛生委員出演によるポスター撮影をしています。そこで作成した「安全ポスター」と「安全クイズ」をコラボさせた事例を紹介しました。

### 2、最もシンプルな「リスクアセスメント」導入法

最も簡単に導入できる「リスクアセスメント」を紹介しました。どの事業所でも行っているであろう「パトロール」に「リスクアセスメント」を取り入れる手法です。

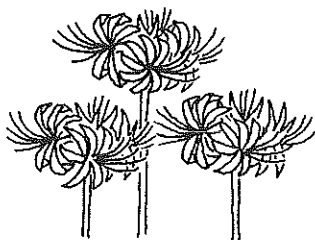
パトロール実施⇒パトロール実施者によるリスクの見積もり⇒パトロール対象職場はリスクの大きいものから優先的に対策を実施⇒対策実施職場によるリスクの見積もり⇒リスクレベル低減の確認という流れになります。

このやり方なら、どの事業場においても、今すぐ「リスクアセスメント」は導入可能だと思います。

### 3、合図確認・指差し呼称の実演

当社で行っている「合図確認・指差し呼称」を紹介し、会場の皆さんとご一緒に実演しました。機械起動時の「合図」と、それを確認する為の「指差し呼称」を合わせた安全手法です。

以上が発表の概要です。当社でもまだまだ課題が多い安全活動ですが、地道にコツコツと積み上げていこうと思っています。最後になりましたが、協会会員の事業所のご安全と、今後益々のご発展をお祈り致します。



## ゼロ災現場を目指して

岡田電工 遠藤 純一氏

まずは岡田電工の紹介をさせていただきます。当社は電気設備工事業を始め、エンジニアリングサービス、通信設備工事業、消防設備工事業を営んでおります。

ここで当社の主な安全衛生活動を紹介します。

1. 安全衛生委員会 毎月1回開催
2. 安全衛生会議 毎月1回開催
3. 事業主による現場パトロール 月2回以上実施
4. 合同安全訓練 年1回以上開催

過去の実施訓練内容は電柱作業、高所作業車の取扱い、転びの予防、中型車両の安全運転実技講習など

5. 安全衛生に関わる研修 年2回以上開催
6. チャレンジラリーを社内で実施

当社では主たる事業が電気工事業であることから、脚立での作業が多くあります。脚立は持ち運びも簡単で作業の効率化には無くてはならないものです。その反面、使用方法を誤りやすく転落、墜落に繋がりがやすいのも現実です。

そこで脚立使用のルールを取決め、脚立による災害発生防止に努めています。

具体的なルールは

- ・ 踏棧幅は5cm未満のものは使用禁止
- ・ 天板及び天板下1段目を踏んでの作業を禁止する
- ・ 作業姿勢は3点支持とする

3点とは両足の裏で2点、踏棧にもたれかかった腿またはすねで1点の計3点であります。こうすることで体後方への倒れを防ぐことができます。

この取り組みをしてから脚立による事故は今のところ発生しておりません。

現場での安全の見える化についても取り組みはじめています。

実施例としては安全带フックに蛍光マーカを貼り付け、他者に安全带フックの使用状況が分かるようにしています。

もう1つの安全見える化は現場事務所2階への階段と手摺に夜光テープを貼り、夜間の転倒災害防止対策をしております。

以上、当社の安全衛生活動の一部を紹介させていただきました。今後より工夫をした活動を継続して災害ゼロ、ゼロ災を目指していきたいと思っております。

それではごあんげんに！

## 講習会等開催のご案内

西部支部では下記のとおり講習会・特別教育を予定しています。多数の方の受講をお待ちしています。

### ① ☆職長・安全衛生責任者教育☆

日時 10月14日(水) 9:00~17:00  
10月15日(木) 8:30~17:00

場所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

### ② ☆フォークリフト運転安全衛生教育☆

日時 10月29日(木) 9:00~16:00

場所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

### ③ ☆自由研削といし取替等業務特別教育☆

日時 11月19日(木) 9:00~16:00

場所 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館

# 中部支部だより

## 中部地区の労働災害が増加しています

中部地区の、平成27年6月末現在の休業4日以上の死傷者数は37人（死亡者は0人）であり、前年の同時期に比べ、15.6%増と非常に増加しています。

事故の型別で見ますと、墜落・転落災害で11人、転倒災害で9人の負傷者が発生しており、この2つで全体の54%を占めています。業務の経験年数別では、経験年数1年未満が5人、1年以上5年未満が14人、5年以上10年未満が9人、10年以上が9人となっています。また、経験年数が上がるに従い、休業日数が60日以上となる割合が高くなっており、経験年数や年齢に応じた安全教育等を行うとともに、慣れによる不安全行動を防止する対策も必要です。

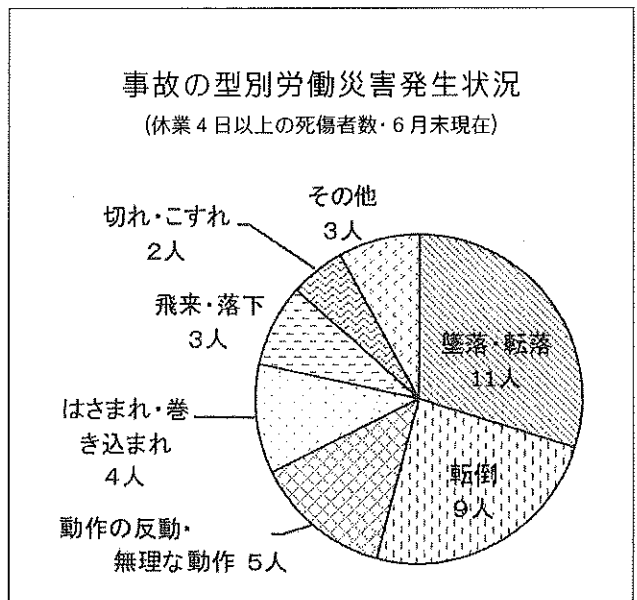
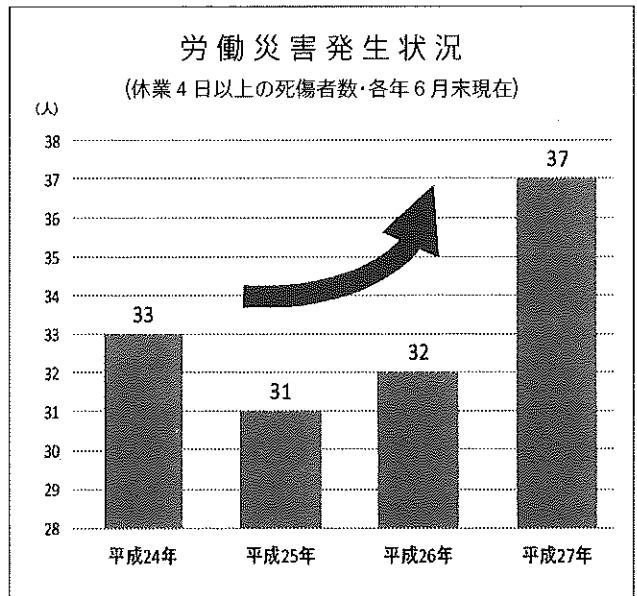
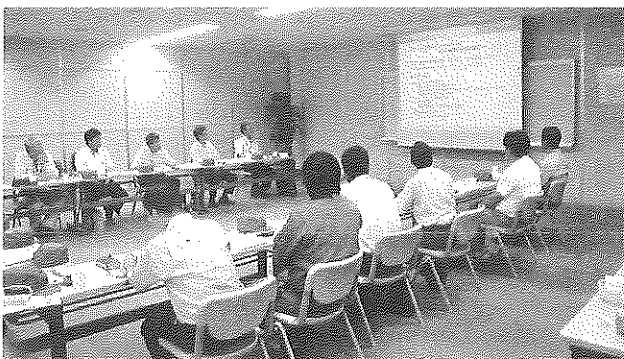
業種別で見ますと、保健衛生業が8人と、前年に比べ4人（100%）の増加となっています。内訳として、転倒災害で3人、動作の反動・無理な動作が3人となっています。清掃業でも4人と、前年に比べ3人（300%）の増加となっており、半数が転倒災害となっています。逆に、製造業では6人と、前年に比べ5人（-45.5%）の減少、運輸交通業では2人と、前年に比べ1人（-33.3%）の減少、建設業では5人（前年同値）となっていますが、建設業では事業主が死亡する事故が発生しています。

会員事業場におかれましては、引き続き安全管理活動の実施、さらにはリスクアセスメント、安全「見える化」を実施していただくことにより、より安全な作業環境の実現と、ゼロ災害を達成していただきますようお願いいたします。

### 専門部会合同委員会を開催

8月4日（火）に、中部支部専門部会合同委員会を開催しました。専門部会の委員20名及び倉吉労働基準監督署から署長、安全専門官の参加のもとオムロンスイッチアンドデバイス（株）倉吉事業所にて開催しました。

まず、同事業所より事業概要や重点的に取組まれている安全衛生対策等、特に「セイフティ・アセスメント」「メンタルヘルス」等の取組について説明を受けた後、工場を視察しました。



その後、各委員による意見交換があり、安全衛生対策への熱心な取組に大変参考になったとの声が多く寄せられました。

そして、倉吉労働基準監督署から「長時間労働の削減」「ストレス・チェック制度」等について、説明がありました。

### 研修・特別教育のご案内

中部支部では、下記のとおり研修・特別教育を予定しておりますので、多数の方の受講をお願いします。

①安全管理者選任時研修（2日間）

10月7日（水）、8日（木）

②KYT（危険予知訓練）研修

11月10日（火）

③特定粉じん作業特別教育

11月26日（木）

④電気（低電圧）取扱等業務特別教育

12月10日（木）

申込み・問合せ先

（一般社団）鳥取県労働基準協会中部支部

Tel：0858-22-9054



# 経営者のための「メンタルヘルス講座」

鳥取労働局

# 産業保健スタッフのための「ストレスチェックセミナー」

のご案内

精神障害等による労災認定件数は年々増加するなど職場におけるメンタルヘルス対策は重要な課題となっています。また、平成27年12月1日からはストレスチェック制度の実施が義務（労働者50人未満の事業場は当分の間は努力義務）となります。

鳥取労働局では、職場におけるメンタルヘルス対策の促進のために、次のとおり経営者の方を対象とした「メンタルヘルス講座」と、産業保健スタッフの方を対象とした「ストレスチェックセミナー」を開催します。メンタルヘルス対策に取り組むことは、働く人の健康を確保することだけでなく、生産性の向上や訴訟リスクの低減にも繋がります。**裏面の参加申込書をFAX、郵送等でお申し込みください。**

## 【経営者向け「メンタルヘルス講座」開催日・会場等】

会場	日時	場所	定員
倉吉会場	10月2日(金) 10:00~11:30	倉吉未来中心 セミナールーム3 倉吉市駄経寺町212-5	100人
鳥取会場	10月7日(水) 10:00~11:30	とりぎん文化会館 2F第2会議室 鳥取市尚徳町101-5	100人
米子会場	10月9日(金) 10:00~11:30	米子JPAコンベンションセンター 6F第7会議室 米子市末広町294	100人
内容	◆ 職場におけるメンタルヘルス対策の意義 ◆ メンタルヘルス対策のアウトライン		

## 【産業保健スタッフ向け「ストレスチェックセミナー」開催日・会場等】

会場	日時	場所	定員
鳥取会場	10月7日(水) 14:00~16:00	とりぎん文化会館 2F第2会議室 鳥取市尚徳町101-5	100人
米子会場	10月9日(金) 14:00~16:00	米子JPAコンベンションセンター 6F第7会議室 米子市末広町294	100人
内容	◆ ストレスチェック制度の内容 ◆ ストレスチェック制度の運用にあたっての注意点		

# FAX送信票

経営者のための「メンタルヘルス講座」  
産業保健スタッフのための「ストレスチェックセミナー」

## 参加申込書

送付先FAX番号：0857-23-2423

参加取りまとめ事務局：鳥取労働局労働基準部健康安全課

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

電話 0857-29-1704

希望会場	倉吉会場 10月2日(金) 10:00~11:30	鳥取会場 10月7日(水)		米子会場 10月9日(金)	
		メンタルヘルス講座 10:00~11:30	ストレスチェック セミナー 14:00~16:00	メンタルヘルス講座 10:00~11:30	ストレスチェック セミナー 14:00~16:00
○を記してください					
事業場名					
所在地 連絡先	〒 TEL FAX				
参加者	所属・職名		氏名		
	所属・職名		氏名		

※個人情報、セミナーの連絡等以外には使用しません。

参加は無料ですが、参加を希望される方は、準備の都合上、次のとおり希望会場の各参加申込締め切り日までに、この「参加申込書」を事務局までFAX、郵送等でお申込みいただきますようお願いいたします。(先着順)

希望会場	倉吉会場 10月2日(金)	鳥取会場 10月7日(水)	米子会場 10月9日(金)
参加申込締め切り日	9月25日(金)	9月30日(水)	10月2日(金)